

2020（令和2）4月10日

今治明德短期大学

教員および非常勤講師の皆様

今治明德短期大学

学長 加藤 明

教務委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した授業に関するガイドライン

今治明德短期大学では、今年の2月に全学生を対象に、新型コロナウイルス感染防止の為の講義と、その感染防止の為に有効とされる「衛生的手洗い」の演習を実施いたしました。また今春の新生を対象に、感染症に対応する為の講義を実施し、全新生対象に「衛生的手洗い」の演習を実施中です。また、新年度のオリエンテーションにおいては、3つの密（「密閉」「密集」「密接」）を回避の徹底を実施しております。現段階では今年度の前期授業については細心の注意をもって授業を実施する予定です。よって、下記にガイドラインを提案いたしましたので、各授業における配慮と指導、授業内容の修正等の対応を取って頂きますようご協力お願いいたします。

1. 換気の徹底

「密閉」を防ぐ為、2方向のドア・窓を可能な限り同時に開けたままにしておくこと。その際、衣服等による温度調節も自己責任のもとで実施するよう指導すること。体育館のように天井が高く広い部屋、または人口密度が低い状態でも換気に努めること。

2. 密集をさける

「密集」をさける為、沢山の学生を一度に集めないこと。密集した状況をさけるための配慮をすること。学生同士を隣接させないこと。机は前後に1メートル以上の距離を離すため、前後一つ開けて1列ごとに交互に座らせること。それが困難な場合はクラスを分ける、大きな教室を使用する、等の調整をすること。

3. 近距離での会話や発声等の対応

「密接」をさける為、近距離での会話や発声等が必要な授業はできるだけ行わない。授業内において周囲との会話や発声等が必要な場合は十分な距離をあげ、長時間実施しないこと。グループワークの席は対面にしないこと。学生にはマスクの着用を指示すること。

教員もマスク着用を原則とすること。その際、学生に聞こえるように大きな声で話す、学生に聞こえているか確認する、マイクを使用する、等の配慮をすること。どうしてもマスクを外して話す場合は、学生と2メートル以上の距離を開けて話すこと。

4. 消毒について

各教室に消毒液を設置するので、共同で使用する物には適時、徹底して消毒するよう学生

に指導すること。感染の要因の一つに物品の共有による接触感染がある為、物品の共有が避けられるものは避け、それが困難な場合は物品の消毒とあわせて、衛生的手洗いの指導を徹底すること。

※詳しくは別紙の「衛生環境実施手順」をもって対応すること。

5. 演習・実習について

学外の施設等を訪問する形態の授業・実習は中止とすること。もし学外の授業が必要な場合は学科長・コース長に相談し、許可を得たうえで実施すること。

資格取得の為の学外実習（介護福祉士、栄養士、調理師、保育士、幼稚園教諭二種等）の実習計画を修正する際は、まず受け入れ施設に再度受け入れ確認し、その状況に応じて実習計画を含めた授業計画を修正すること。その際は教務委員長に実習計画を含めた授業計画書を再提出すること。

※どうしても実習施設の確保が困難な場合：令和2年2月28日（各関係省庁）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」1－（3）「実習施設の確保が困難な場合」『～実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえて実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。』

学内の演習内容については3密の回避と消毒等を徹底し、適時、各学科・コースの教員同士で話し合っ決めて決めること。専門職業的実技の演習の場合は、3密をさける、消毒・手洗いの徹底等の原則とあわせて、授業の順番を変更する等の調整を行うこと（非常勤の先生は学科長、コース長にご相談下さい）。

体育関係の授業においては3密をさける（特に十分に距離を取ること）、消毒・手洗いを徹底する等の原則を徹底し、あわせて運動不足に対する配慮（準備運動の徹底や体力にあわせた運動等）も行うこと。体育館のように天井が高く広い部屋、または人口密度が低い状態でも換気に努めること。

※授業計画（シラバス）を変更する際は、学生に対する丁寧な説明に努めること。

6. 学生の不調について

授業に出席している学生に体調不良があった場合、帰宅させること。その際、事務部和学長に報告すること（非常勤の先生は事務部に報告すること）。

※学生便覧「公認欠席（公欠）」 非感染の場合：名称「その他大学が定めたもの」となる。感染の場合：名称「学校伝染病」となる。1年生は令和2年度学生便覧 p 64 に記載。2年生は2019年度学生便覧 p 56 に記載。

※詳しくは別紙「健康管理について」をもって対応すること。

7. 心のケアと人権面の配慮について

それぞれの学生の置かれている状況に配慮すること。報道による不安、体調不良、運動不足、家庭内の状況の変化等に伴い、様々なトラブルも想定されるため、それぞれのケースを

学科、コースの教員で共有、検討し、心のケアと個人の置かれた状況、地域、国に対する人権面の配慮を念頭に対処すること。

感染拡大防止に向けて、お一人おひとりのご協力を改めて強くお願い申し上げます。

※以下の資料もご参照ください。

※状況は日々変化します。関係省庁のHP等において、各自で情報を把握しておいてください。

○「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（4月6日時点） 文部科学省初等教育局健康教育・食育課。

○「愛媛県における県立学校の再開等に関する考え方について（4月7日） 愛媛県教育委員会。

○「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」（4月1日文部科学省高等教育局長）。

○「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（2月28日） 文部科学省・厚生労働省。